

## 公布された条例のあらまし

### 佐賀県退職手当基金条例（条例第1号）

- 1 佐賀県職員の退職手当に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、佐賀県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。（第4条関係）
- 4 基金は、佐賀県職員の退職手当に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができることとした。（第6条関係）
- 5 4にかかわらず、知事は、財政上必要があると認めるときは、基金の一部を処分することができることとした。（第6条関係）
- 6 その他所要の事項を定めることとした。
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 佐賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 佐賀県消費者行政活性化基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 佐賀県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 佐賀県緊急雇用創出基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 佐賀県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 佐賀県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 特別会計に関する法律施行令の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第1条及び第6条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 佐賀県農業構造改革支援基金条例（条例第6号）

- 1 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するとともに、農業の構造改革を支援するため、佐賀県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。（第4条関係）
- 4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第6条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。